

令和7年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

岐阜大学

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域 2 内部質保証に関する基準	5
領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	11
領域 5 学生の受入に関する基準	13
領域 6 教育課程と学習成果に関する基準	15
付録 1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録 2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和7年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和7年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和6年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和6年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和6年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の11大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（11大学）

室蘭工業大学、弘前大学、山形大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、
豊橋技術科学大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、
総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和7年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和7年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和7年		書面調査の実施 評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認 事項及び訪問調査での役割分担の決定） 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象 大学の状況を調査）
7月		
8月		
10月～11月		
令和8年		評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月		

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和8年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和8年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和7年度に認証評価を実施した11大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和7年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和8年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
加藤 映子	大阪女学院大学学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
鳥居 朋子	早稲田大学・大学総合研究センター副所長
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学研究科特任教授/高知県立大学・名誉教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
川嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
◎ 戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田 朋靖	高崎健康福祉大学学長
今西 誠之	三重大学教授
小林 直人	愛媛大学副学長
鮫島 浩	宮崎大学学長
寫田 敏行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
清水 美憲	筑波大学教授
関根 久雄	筑波大学教授
高倉 喜信	京都大学白眉センター長
◎ 高田 邦昭	群馬県公立大学法人・理事長
竹内 啓博	公認会計士、税理士
田野 俊一	電気通信大学学長
土川 覚	名古屋大学教授
寺澤 良雄	公認会計士
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
内藤 重之	琉球大学教授
中村 泰之	名古屋大学教授
中山 徳良	名古屋市立大学教授
西村 伸一	岡山大学教授
西村 友幸	小樽商科大学教授
端詰 勝敬	東邦大学教授
原田 信志	熊本大学名誉教授
原田 美知子	桜美林大学教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学研究科特任教授
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
松下 伸広	東京科学大学副理事
三矢 麻理子	公認会計士
湯川 嘉津美	上智大学名誉教授
横内 正雄	法政大学名誉教授

(第2部会)

浅 贺 岳 彦	新潟大学副学長
伊 東 幸 宏	静岡大学名誉教授、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 フotonバレーセンター長
小 畑 誠	名古屋工業大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
三 谷 康 範	九州工業大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
横 田 光 広	宮崎大学名誉教授

(第3部会)

加 藤 映 子	大阪女学院大学長
小 嶋 茂 稔	東京学芸大学副学長
◎ 後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
白 石 小百合	横浜市立大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
津 野 倫 明	高知大学副学長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
長 縄 明 大	秋田大学副学長
中 挾 知延子	東洋大学教授
中 村 泰 之	名古屋大学教授
花 屋 実	群馬大学理事、副学長
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
柳 林 信 彦	高知大学副学長

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

- | | |
|----------|--------------------------|
| 浅野 茂 | 山形大学教授 |
| ◎ 川嶋 太津夫 | 神戸大学・大阪大学名誉教授 |
| 小湊 卓夫 | 九州大学准教授 |
| 渋井 進 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 寫田 敏行 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 末次 剛健志 | 長崎大学学生支援部留学支援課長 |
| ○ 高橋 哲也 | 公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長 |
| 戸田山 和久 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長 |
| 富田 美加 | 茨城県立医療大学教授 |
| 新田 早苗 | 元 琉球大学後援財団常務理事 |
| 林 隆之 | 政策研究大学院大学教授 |
| 前田 早苗 | 千葉大学名誉教授 |
| 光田 好孝 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |
| 山本 幸一 | 明治大学教学企画部教学企画事務長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

岐阜大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 地域科学研究科修士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。また、連合農学研究科博士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。(基準 5－3)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 岐阜大学医学教育開発研究センター (MEDC) は、全国の医療系大学に対して FD/S D を通じた医学教育支援を行うとともに、日本で唯一、医学教育者を正規学生として養成する正課の修士課程を設置・運営している。学位課程として制度化された教育プログラムを基盤に、我が国の医学教育を担う人材を継続的に育成している。(基準 6－4)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、地域科学部、医学部、工学部、地域科学研究科、医学系研究科医科学専攻、医学系研究科看護学専攻、工学研究科、自然科学技術研究科、共同獣医学研究科、連合農学研究科、連合創薬医療情報研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価 (4 年目終了時) の結果をもって、各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の5学部及び1学環並びに8研究科及び1学院を置いている。

[学士課程]

- ・教育学部（1課程：学校教育教員養成課程）
- ・地域科学部（2学科：地域政策学科、地域文化学科）
- ・医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・工学部（4学科：社会基盤工学科、機械工学科、化学・生命工学科、電気電子・情報工学科）
- ・応用生物科学部（4学科：応用生命化学科、食農生命科学科、生物圏環境学科、共同獣医学科）
- ・社会システム経営学環

[大学院課程]

- ・教育学研究科（修士課程1専攻：教育臨床心理学専攻、専門職学位課程1専攻：教職実践開発専攻）
- ・地域科学研究科（修士課程2専攻：地域政策専攻、地域文化専攻）
- ・医学系研究科（修士課程2専攻：看護学専攻、医療者教育学専攻、博士課程1専攻：医科学専攻）
- ・工学研究科（博士課程3専攻：工学専攻、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻、岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻）
- ・自然科学技術研究科（修士課程7専攻：生命科学・化学専攻、生物生産環境科学専攻、環境社会基盤工学専攻、物質・ものづくり工学専攻、知能理工学専攻、エネルギー工学専攻、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻）
- ・共同獣医学研究科（博士課程1専攻：共同獣医学専攻）
- ・連合農学研究科（博士課程4専攻：生物生産科学専攻、生物環境科学専攻、生物資源科学専攻、岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻）
- ・連合創薬医療情報研究科（博士課程2専攻：創薬科学専攻、医療情報学専攻）
- ・社会システム経営学院（修士課程）

令和2年度に、グローバルな視野をもちつつ、ローカルな視点から、医療の質向上に寄与する医療者教育を展開し先導するため、多職種の人材と連携し、医療者教育を設計・実践・改善・発信できる能力のあるリーダーの育成のために、医療者教育学専攻（修士課程）を設置している。

令和3年度に、多面的思考、マネジメント思考等を身につけて、企業、自治体、各種団体などを対象に的確な経営判断ができ、経営にイノベーションをもたらし、豊かな社会の創造、活力ある社

会システムの実現に貢献できる、実践的な能力を修得した人材を養成するために、社会システム経営学環（学士課程）を設置している。

令和4年度に、岐阜県内唯一の教職大学院及び地域創世の中核拠点として、高度専門職業人である、幅広い領域でより深い実践的指導力を身につけた学校教員及び学校現場で即戦力となるスクールカウンセラーを養成するために、教育学研究科を改組している。

令和7年度に、地域が直面する各種の経営課題が広範囲にわたり複雑多岐に絡み合い、将来的にはさらに複雑化、深刻化することが予想されることを受け、より広い視野とより高度な専門性に基づき、組織のリーダーとして課題解決能力を発揮する人材を養成するために、社会システム経営学院（修士課程）を設置している。

令和7年度に、生物科学・生命科学・生物環境科学の学理を究め、それらと関連した技術を開発し、それらの成果を生物産業や持続可能な生物生産、人間を含む生態系の保全及びヒトと動物との共生に応用することでより良い社会の実現に貢献できる人材を養成するために、応用生物科学部を改組している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、教育研究院に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、学環に学環長、研究科に研究科長、学院については学院長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部（学環を含む）及び医学系研究科に教授会、医学系研究科以外の各研究科（学院を含む）に委員会を置いている。医学部教授会の下に医学科教授会議及び看護学科教授会議、医学系研究科教授会の下に医学研究科教授会議及び看護学専攻教授会議を置き、教授会議の議決をもって教授会の議決とすることができる。看護学科教授会議の下に看護学科教員会議、看護学専攻教授会議の下に看護学専攻教員会議を置き、教員会議の議決をもって教授会議の議決とすることができる。また、工学部教授会、工学研究科委員会、自然科学技術研

究科委員会及び連合農学研究科に代議員会を置いている。各学部の教授会及び委員会は、教授、准教授、講師または助教等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各教授会議は、専任の教授及び准教授等、各教員会議は、専任の教員から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各代議員会は、学部長、副学部長、学部長補佐、学科長等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

各教授会は、令和 6 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、東海国立大学機構長、学長、機構長が指名する常任理事、副学長、学部長、学環長、研究科長、医学部附属病院長等から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 6 年度には、別紙様式 1-3-3 のとおり開催されている。

教学委員会は、教育推進・学生支援機構長、副機構長、各学部及び学環から選出された大学教員 1 人、学務部長等から構成され、全学的教育に関する事項、教養教育に関する事項、学生の受入れに関する事項、学生の学修支援に関する事項、学生の経済支援に関する事項、学生指導に関する事項、学生のキャリア形成の支援に関する事項、他機関との連携による教育に関する事項、その他教学委員会が必要と認める事項等を全学的見地から審議する組織として設置されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、評価を担当する副学長を自己点検・評価の責任者、各領域の副学長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は内部質保証委員会であり、その役割は内部質保証に関する規程に明確に定めている。中核的な審議機関である内部質保証委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、副学長、事務局次長、その他委員長が必要と認めたものによって構成されている。なお、自己評価書提出時点では東海国立大学機構における内部質保証に関する規程との不整合があったが、令和 7 月 12 月までに岐阜大学内部質保証基本方針及び岐阜大学内部質保証実施要項を改正している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

学部、学環においては、各学部長、学環長を責任者としてその質保証を行っている。

研究科、学院においては、各研究科長、学院長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、副学長（施設担当）を責任者として施設マネジメント推進室が、情報設備については、副学長（情報基盤担当）を責任者として情報連携推進本部が、附属図書館については、副学長（図書館担当）を責任者として図書館委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、それぞれの組織規程によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援全般については、副学長（学生支援担当）を責任者として、学生の経済支援、課外活動、キャリア形成等に係る事項は教育推進・学生支援機構副機構長（キャリア・学生支援センター長）及びキャリア・学生支援センター、留学生の支援については副学長（国際展開担当）及びグローバル推進機構と連携し、質保証を行っている。その役割分担は、それぞれの組織規程等によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、教育推進・学生支援機構副機構長（全学入試委員会委員長）を責任者としてアドミッション・センターが、質保証を行っている。その役割分担は、アドミッション・センター全学入学試験委員会細則、全学入学試験委員会細則によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、岐阜大学における教育活動・教育課程、学生支援及び学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善・向上活動に関するガイドラインに定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを岐阜大学における教育活動・教育課程、学生支援及び学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善・向上活動に関するガイドライン及び教育課程ごとの内部質保証に関する要項等に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、岐阜大学における施設及び設備（施設）の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善・向上活動に関するガイドライン等に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、岐阜大学における教育活動・教育課程、学生支援及び学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善・向上活動に関するガイドライン及び教育課程ごとの内部質保証に関する要項等を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、岐阜大学における教育活動・教育課程、学生支援及び学生受入の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善・向上活動に関するガイドライン及び施設及び設備（施設）の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善・向上活動に関するガイドライン等に定めている。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施に基づく改善の効果が十分に上がっているとは判断できないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2-3-1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済あるいは対応中の状況にある。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、教育研究評議会で審議、検討等ののち、東海国立大学機構役員会及び東海国立大学機構経営協議会において審議、決定している。例えば、令和7年度における応用生物科学部の改組、社会システム経営学院の新設の際には、令和6年2月から3月において、定められた検討の過程を経て改組、新設が決定されている。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、東海国立大学機構職員就業規則、東海国立大学機構大学教員選考基準、東海国立大学機構職員採用規程等を定め、書面審査、業績審査、面接等を評価して、別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。

大学教員個人評価実施要項を策定し、別紙様式2-5-2のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

大学教員個人評価実施要項に基づき、関門年齢（59、53、47、41、35歳）に達する年度の大学教員について、原則としてその前年度までの6年間の貢献度を評価し、「きわめて顕著」「特に顕著」と評価された者について、シニア教授（Senior Professor）等の称号を授与するなど、別紙様式2-5-3のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、学部、研究科ごとに障害を理由とする差別の解消の推進等に関する研修会、国際交流プログラム学生FD、選択臨床実習FD・担当者説明会等に加え、全学レベルでは教育推進機構・学生支援機構が授業における質の向上と効率の両立をテーマとした方法論等に係るFDを組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA、SA、助手を配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、岐阜大学TA研修、東海国立大学機構技術発表会、初年次セミナー説明会を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、運営法人である東海国立大学機構が、設置する岐阜大学のセグメント情報を記載した財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、東海国立大学機構に役員会、経営協議会、運営方針会議を、岐阜大学に教育研究評議会、運営会議、部局長・部長会を設置している。

役員会は、機構長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項等を審議している。

経営協議会は、機構長、大学総括理事、機構長が指名する常任理事、機構長が指名する職員、機構の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

運営方針会議は、機構長、3人以上の運営方針委員により構成され、中期目標についての意見に関する事項、中期計画の作成または、変更に関する事項等を審議している。

運営会議は、学長、副学長、事務統括、医学部附属病院長により構成され、岐阜大学の教育研究に関する事項、その他岐阜大学の運営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理等の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開は総務部総務課、学務部入試課、個人情報保護は総務部総務課、総務部人事企画課、岐大病院事務部、公益通報者保護は監査室、ハラスメント防止は総務部人事労務課、安全保障輸出管理等は学術研究・産学官連携推進統括本部学術連携リスクマネジメント統括室、研究戦略部研究安全管理課、生命倫理は研究戦略部研究安全管理課、医学系研究科・医学部、動物実験、遺伝子組み換え実験及び病原体安全管理は研究戦略部研究安全管理課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為

防止、危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災と危機対応は総務部総務課、情報セキュリティは情報環境部情報企画課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は東海国立大学機構研究費等不正使用防止計画委員会、研究戦略部研究安全管理課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

東海国立大学機構事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 454 人、非常勤 301 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が広報企画室、評価室、省エネルギー専門部会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、令和 6 年度情報セキュリティ対策 e-learning 研修 (679 人参加)、新任教員・職員研修内「アカデミックハラスメントについて」(59 人参加)、新任教員・職員研修内「情報セキュリティについて」(59 人参加)等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 3 人 (常勤 1 人、非常勤 2 人) を置いている。監事は、東海国立大学機構監事監査要項に基づき、監査計画を作成の上、監事監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、東海国立大学機構内部監査要項に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、監査の対象、内容、時期、その他監査の実施に関し必要な事項について、監査計画書を策定し、監査終了後は、監査調書その他の合理的証拠に基づき、速やかに監査報告書を作成し、機構長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、三様監査情報交換会を、会計監査人、機構長及び理事等は、機構長ディスカッションを開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。なお、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 が公表を求める事項のうち、教員の養成に係る授業科目について、自己評価書提出時点には、一部が公表されていなかったが令和 7 年 10 月までに公表されている。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

岐阜市柳戸に 1 キャンパスを有し、その校地面積は計 368,279 m²、校舎等の施設面積は計 198,102 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおり夜間授業を実施している。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、教育学部附属小中学校、医学部附属病院、工学部機械工場、応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター、応用生物科学部附属動物病院を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。キャンパスの耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、車いす対応のエレベーター、スロープ、自動ドアを設置するなど、配慮している。安全防犯面については、街灯、防犯カメラの設置等、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。なお、令和 8 年度には調査結果から見えてきた課題等を踏まえた大規模なネットワーク機器の更新を予定しており、情報機器の性能向上と接続環境の改善を計画している。

附属図書館については、キャンパス内に設置しており、延面積 7,125 m²、閲覧座席数は 453 席である。原則として 9 時から 19 時まで開館している。令和 7 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 743,932 冊、学術雑誌 13,341 種、電子ジャーナル 7,790 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、ミーティングルーム、チュートリアル室及びアカデミック・コア等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、キャンパスライフヘルパー、保健管理センターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程等に基づき、ハラスメント相談員が相談窓口となり、ハラスメント防止委員会と連携し、ハラスメント等に関する相談に対応している。

118 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、大学

会館、馬場、体育館等を整備し、運営資金の支援、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際事業課等を設置し、外国人留学生ハンドブックの配布、チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式4-2-4のとおり、障害を理由とする差別の解消の推進体制の整備、障害や慢性疾患等のために修学に配慮が必要な学生の支援等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除、授業料の免除等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。実施体制については、教育推進・学生支援機構にアドミッション・センターを置いている。

アドミッション・センターは、入学者選抜方法の改善に係る調査、分析及び検討に関すること等を行っており、具体的には、岐阜県内の教育現場で活躍したいと志望している者を対象とした「ぎふ清流入試」など、地域の要望を踏まえた入試の改善・実施が行われている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する点】

地域科学研究科修士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

また、連合農学研究科博士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

【評価結果の根拠・理由】

令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・教育学部：1.05倍
- ・地域科学部：1.03倍
- ・医学部：1.00倍
- ・工学部：1.02倍
- ・応用生物科学部：1.04倍
- ・社会システム経営学環：1.03倍

[修士課程]

- ・教育学研究科：1.09 倍
- ・地域科学研究科：0.64 倍
- ・医学系研究科：0.98 倍
- ・自然科学技術研究科：1.27 倍
- ・社会システム経営学院：1.00 倍

[博士課程]

- ・医学系研究科：0.98 倍
- ・工学研究科：0.78 倍
- ・共同獣医学研究科：1.27 倍
- ・連合農学研究科：1.64 倍
- ・連合創薬医療情報研究科：0.90 倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科：0.95 倍

地域科学研究科修士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

また、連合農学研究科博士課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

教育学研究科については令和4年度に改組している。

社会システム経営学院については令和7年度に設置されている。

応用生物科学部については令和7年度に改組している。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系的性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。なお、医学系研究科医療者教育学専攻において、自己評価書提出時点には、シラバスの記載内容が十分ではなかったが、令和 7 年 11 月までに修正されている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

専門職学位課程を除く大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

専門職学位課程として教育学研究科教職実践開発専攻を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、岐阜大学教職大学院連携連絡協議会を運用している。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。
大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、各学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として15週又は8週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、教育学部、応用生物科学部、社会システム経営学環、教育学研究科、医学系研究科医療者教育学専攻、社会システム経営学院、教育推進・学生支援機構における状況は、別紙様式 6-4-4 のとおりである。

教育学研究科教職実践開発専攻を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けている。

教育学研究科、医学系研究科医療者教育学専攻、社会システム経営学院においては、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、教育学部、応用生物科学部、社会システム経営学環、教育学研究科、医学系研究科医療者教育学専攻、社会システム経営学院における状況は、別紙様式 6-5-1、6-5-2、6-5-3、6-5-4 のとおりである。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6-7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6-8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6-8-1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6-8-2 のとおりであり、これらと資格取得等の状況から、新設の社会システム経営学院を除くすべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

教育学部、応用生物科学部、教育学研究科、医学系研究科医療者教育学専攻について、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。